

◎道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

(平成二八年一二月一六日法律第一〇六号)(衆)

一、提案理由(平成二八年一二月六日・衆議院本会議)

○西銘恒三郎君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、バス、トラック等の事業用自動車の運転者の疾病に起因する事故が発生している状況等に鑑み、自動車運送事業における輸送の安全を確保しようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、事業者は、運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態でバス、トラック等を運転することを防止するために必要な措置を講じなければならないこと、

第二に、貸し切りバスの運行安全の確保を実効的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずること
などであります。

各法律案は、去る二日の国土交通委員会において、いずれも全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に関して、運転者への健康起因事故対策に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成二八年一二月二日)

政府は、運転者の健康に起因する体調急変等による事故を未然に防止するため、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 脳ドック、心臓ドックなど、広く健康起因事故対策に必要なスクリーニング検査について、医学的知見を踏まえた調査研究を実施し、疾病運転により安全な運転ができないおそれがある状態の明確化を図った上で、検査の結果に応じて事業者として取るべき対応を含んだガイドラインを作成すること。

二 右ガイドライン作成後、当該ガイドラインの活用を促進することによって、事業者による自主的なスクリーニング検査の導入拡大に取り組むこと。

三 これらの対応を行った後、スクリーニング検査の普及状況、事業者負担・事業者支援の見通し、業界を取り巻く社会情勢などを適切に見極めた上で、更に必要となる措置を検討すること。

四 道路運送事業者が疾病運転の防止のための措置を講ずる際、障害者がタクシー運

転者等として広く従事している現状を踏まえ、これらの者の職業選択の幅を狭めることがないように事業者への指導等に努めること。

五 本法施行後三年を目途に、疾病運転の防止措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

二、参議院国土交通委員長報告（平成二八年一二月九日）

○増子輝彦君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案は、自動車運送事業に係る輸送の安全を確保するため、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で運転することの防止等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。